

県立学校版
通常登校に向けたガイドライン
(新型コロナウイルス感染防止対策)
Ver.2

令和2年6月18日
埼玉県教育委員会

目 次

<u>I 感染症対策の徹底について</u>	3
1 児童生徒等への指導	
2 校内の環境衛生管理	
3 組織体制の整備	
<u>II 授業の遅れに対する学習保障について</u>	8
1 授業における学習時間の確保	
2 家庭学習による学習保障	
<u>III-1 教育活動上の留意点について（中学校・高等学校）</u>	10
1 登下校	
2 各教科等の指導	
3 昼食	
4 休み時間・放課後	
5 図書館	
6 清掃活動	
7 学校行事	
8 部活動	
9 身体測定・健康診断	
10 学校説明会等の中高連携	
<u>III-2 教育活動上の留意点について（特別支援学校）</u>	17
1 登下校	
2 各教科等の指導	
3 給食	
4 休み時間・放課後	
5 清掃活動	
6 進路指導	
7 学校行事	
8 訪問教育	
9 医療的ケア	
10 寄宿舎の指導	

11	教育支援プラン	
12	支援籍、交流及び共同学習	
13	身体測定・健康診断	
14	部活動	
15	学校公開	
16	就学・転学、幼稚部・高等部入学に関する説明会	
IV	<u>進路指導（進学・就職）について（高等学校）</u>	26
1	共通の留意点	
2	進学指導の留意点	
3	就職指導の留意点	
4	今後の実態調査・情報提供	
V	<u>心のケア等に関することについて</u>	28
1	心のケア	
2	感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめ	
3	児童虐待への対応	
VI	<u>教職員の勤務・サービス、健康管理について</u>	30
1	教職員の勤務・サービス	
2	教職員の健康管理	
VII	<u>就学支援について</u>	31
1	高等学校等就学支援金の申請	
2	家計が急変した世帯への支援	
VIII	<u>感染者が判明、又は濃厚接触者が特定された場合の対応について</u>	32
1	新型コロナウイルス感染者発生時の対応	
2	臨時休業を検討する際の判断要件	
3	濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）	
IX	<u>臨時休業の考え方について</u>	33
1	基本的事項	
2	児童生徒の出席停止等	
3	学校の臨時休業	
4	臨時休業から休業解除までの対応手順	
5	保護者への事前の周知	

I 感染症対策の徹底について

1 児童生徒等への指導

【保健体育課①・福利課】

◇令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」を参照

(1) 基本的な感染症対策の実施

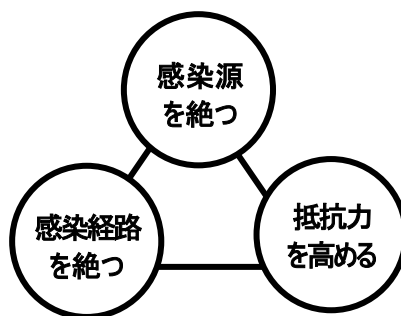
ア 感染症対策のポイント

感染源を絶つ行動

- ◎発熱等の風邪の症状がみられる児童生徒等は、自宅で休養（出席停止）
- ◎家庭と連携した健康観察
- ◎学校に入る前の検温 等

3つの徹底

- ◎手洗い
- ◎咳エチケット（マスクの着用）
- ◎校舎内・共有物の消毒 等



規則正しい生活

- ◎十分な睡眠
- ◎適度な運動
- ◎バランスの取れた食事 等

イ 登校の判断

(ア) 事前に家庭に周知（確認）をしておくこと

- a 発熱等の風邪症状がみられる場合の自宅休養は、欠席ではなく「出席停止」となる。
- b 登校前に検温・健康観察を行う。健康状態が確認できない場合は、学校で検温及び健康観察を実施する。
- c 登校後に発熱等の風邪症状がみられる場合には、当該児童生徒を安全に帰宅させ（早退）、症状がなくなるまでは自宅で休養するよう指導する（出席停止）。
- d 早退等緊急時の保護者連絡先及び早退方法を確認しておく。（可能な限り、公共交通機関の利用を避ける。）
- e 同居の家族の健康状態の確認及び、家庭内に体調不良者がいる場合は登校させないよう協力を依頼する。（出席停止）

(イ) 保護者から感染が不安で休ませたいと相談があった場合

保護者の事情をよく伺い、学校の感染症対策について説明する。その上で、保護者の考えに合理的な理由があると判断する場合は、欠席としないなどの柔軟な取扱いを検討する。

(ウ) 発熱等の風邪症状で登校できなかった生徒の登校再開の判断

- a かかりつけ医等、医師の診断に基づき、登校の可否について判断する。
- b ただし、一時的な発熱等の後、他に症状もないような場合は、学校医に相談し、登校の可否について判断する。
- c 当該児童生徒がPCR検査等を受け陰性となった場合、保健所等からの助言を踏まえ、登校の可否について判断する。

◇令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」 問8 参照

ウ 学校で発熱等の体調不良を確認した場合の対応

◇令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」 問5 参照

◆厚生労働省ホームページから

- 息苦しさ（呼吸困難）、強いだるさ（倦怠感）、高熱等の強い症状のいずれかがある場合
- 重症化しやすい方*で、発熱や咳などの比較的軽い風邪の症状がある場合
※ 高齢者、糖尿病、心不全、呼吸器疾患（COPD等）等の基礎疾患がある方や透析を受けている方、免疫抑制剤や抗がん剤等を用いている方
- 上記以外で、発熱や咳など比較的軽い風邪の症状が続く場合
※ 症状が4日以上続く場合は必ず相談。症状には個人差があるので、強い症状と思う場合にはすぐに相談。解熱剤などを飲み続けなければならない方も同様とする。

◆体調不良者への対応具体例

- 体調不良者が声を上げやすい雰囲気作りを行う。
- 教職員は、毎時間ごとに健康観察を行い、体調不良者の早期発見に努める。
- 体調不良者を把握した際には、保健室にインターホン等で連絡をしたうえで、その後の対応を確認する。
- 生徒には、体調不良者の付き添いをさせない。
- 応急処置にあたる養護教諭・教職員は、感染により注意して対応にあたる。（必要に応じて、手袋・ガウン・フェイスシールド・防護メガネ等を活用することも検討する。）

(2) 集団感染のリスクへの対応

ア マスクの着用

(ア) 飛沫防止の観点から、基本的にはマスクを着用する。

(イ) 特に近距離での会話や発声時、公共交通機関利用時はマスクを着用させる。

※ 熱中症などの健康被害が発生する可能性が高いと判断した場合は、マスクを外してください。

◇令和2年6月16日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16. Ver.2)について」 p 3 1 参照

イ 「3つの密」の回避の徹底

(ア) 換気の悪い密閉空間は避ける ⇒ 換気の徹底 (こまめに換気)

- a 可能な限り、常時2方向の窓を開放する
- b エアコンの使用時も換気を行う
- c 環境衛生に関しては、必要に応じて学校薬剤師に相談して指示を仰ぐ

(イ) 多くの人が密集する場所を作らない ⇒ 身体的距離の確保

※ 1mを目安に最大限の間隔をとること。マスクの着用と換気の徹底を組み合わせる行うこと。

- a 不必要な身体接触を避ける
(握手や手つなぎ、ハイタッチ等)
- b 並び方や座席の配置等を工夫
- c 学年集会などにおいても、身体的距離を確保する
(広いスペースが確保できる場所)

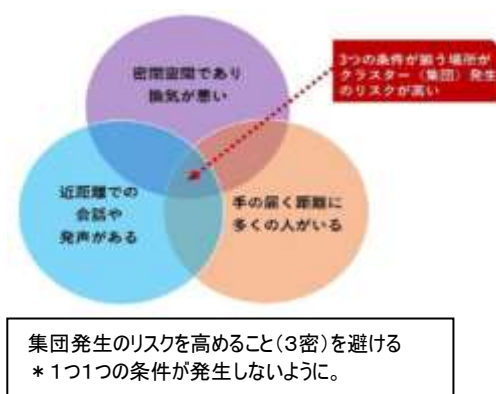
(ウ) 近距離での会話や発声などの密接場面を作らない

- a 授業時や昼食時は、対面にならないようにする
- b 廊下や階段における接触を避けるため、校舎内の通行方法(左側通行など)を定める
- c 来校者に対しては、密接場面とならないよう工夫する

ウ 手洗いの徹底

(ア) 流水と石けんによるこまめな手洗いの励行

- a 手洗いのタイミング ⇒ 登下校時、外から教室に入るとき、トイレの後、給食(昼食)の前後など
- b 手を拭くタオルやハンカチ等は共用しない
- c 手指用の消毒液は、流水での手洗いができない際に補助的に用いる。
(基本的には流水と石けんでの手洗いを指導する。)



※ 石けんやアルコールに過敏に反応したり、手荒れの心配があったりする
ような場合は、流水でしっかり洗うなどの配慮をする。

(3) 重症化リスクの高い児童生徒等への対応

ア 医療的ケアを必要とする、又は基礎疾患等がある児童生徒等

(ア) 医療的ケアを必要とする児童生徒等（以下、「医療的ケア児」という。）

医療的ケア児の中には、呼吸の障害がある者もあり、重症化リスクが高い
者も含まれていることから、医療的ケア児が在籍する学校においては、主治
医の見解を保護者に確認の上、個別に登校の判断を行う。その際、学校での
受け入れ態勢も含め、学校医にも相談する。

(イ) 基礎疾患等がある児童生徒等

基礎疾患等があることにより重症化するリスクが高い児童生徒等につい
ても、主治医の見解を保護者に確認の上、登校の判断を行う。

イ 登校すべきでないと判断された場合の出欠の取扱い

主治医等の見解により、登校すべきでないと判断された場合、「非常変災等
児童生徒等又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合など
で、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うことができる。指導要
録上も「欠席日数」とはせず、「出席停止・忌引等の日数」として記録を行う
ようにする。

2 校内の環境衛生管理

【保健体育課①】

(1) 共用箇所の消毒

ア 教室やトイレなど、特に多くの者が手を触れる箇所（ドアノブ、手すり、ス
イッチなど）は、1日1回以上消毒液を使用して清掃を行うこと。

イ 消毒作業については、教職員が原則実施すること。

ウ 物の表面の消毒には、消毒用エタノールや0.05%の次亜塩素酸ナトリウム消
毒液を使用すること。また、一部の界面活性剤で新型コロナウイルスに対する
有効性が示されており、それらの成分を含む家庭用洗剤を用いることも有効で
ある。

※ 「次亜塩素酸水」は、「次亜塩素酸ナトリウム」とは異なる。「次亜塩素
酸水」の新型コロナウイルスに対する効果については、独立行政法人製品
評価技術基盤機構（NITE）において検証試験が継続中。

◇令和2年6月16日付け事務連絡学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生
管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16 Ver.2)参照

(2) 校舎内のゾーニング

- ア 廊下や階段においての接触を避けるため、校舎内の通行方法（左側通行など）を定めること。
- イ 検温等を未実施の児童生徒には健康観察を実施し、検温及び健康観察を行う場所は、専用の部屋を用意することが望ましい。
- ウ 体調不良者の使用するトイレは、専用とすることが望ましい。

◆保健室について

- 保健室は、体調不良者のほか、外科的な応急処置、健康相談、保健指導等を行う場である。保健室の機能を維持できるよう、新型コロナウイルス感染症が疑われる児童生徒・教職員の対応は、専用の部屋を用意することが望ましい。
- 専用の部屋を用意することが難しい場合は、保健室内を可動式パーティションで区切る・入口を分けるなどして対応を行う（ゾーニング）。
- 健康相談・保健指導は時間を指定して実施することも検討する。

(3) 来校者への対応

- ア 来校者に対しては、必ず窓口である事務室で氏名や来校時間、連絡先等を記入させること。
- イ 来校者の待機場所は、身体的距離を確保できるよう工夫をすること。
- ウ 主に事務室の対応となるため、次に示す例を参考に検討すること。

◆事務室の工夫例

- 飛沫感染防止のため、カウンターをビニールシート等で仕切る。
- 事務職員はマスク着用で対応する。
- 来校者が利用できるよう、窓口に手指用消毒液を用意する。
- 窓口カウンターを、定期的に消毒する。 等

3 組織体制の整備

【保健体育課①】

- (1) 教職員で情報交換を行い、共通理解を図るとともに、緊急時の連絡体制を確認しておくこと。
- (2) 学校医及び学校薬剤師と連携した体制を整えること。

II 授業の遅れに対する学習保障について

通常登校後、通常どおりの時間割が実施されることになるが、休業期間において失われた授業時数の少なくとも半数の授業時数を確保する必要がある。そのため、7月31日まで及び8月25日から31日まで授業を実施することにより失われた授業時数の多くを確保しつつ、各学校の状況や次に示す内容を踏まえて、時間割編成の工夫、学校行事等の精選、長期休業期間の短縮、土曜授業の実施により、授業時数を確保すること。また、確保する授業時数を考える際には、臨時休業中に学校が課した家庭学習を踏まえること。

なお、特別支援学校については各学校の状況や児童生徒の障害の状況を踏まえて対応すること。併せて児童生徒の健康面にも十分配慮すること。

さらに、ICTを積極的に活用した学習における組織体制づくりに校内全体で取り組み、臨時休業中に取り組んできたICTによる家庭における学習支援を継続し、必要に応じて総合教育センターの動画配信の技術支援を有効に活用することも考えられる。

※ 「通常登校」とは、全校生徒が通常日課に沿って、通常通りの時間割を実施している状況のことをいう。

1 授業における学習時間の確保 【高校教育指導課①・県立学校人事課・特別支援教育課】

(1) 時間割編成の工夫による確保

期末考査後等における授業の実施について検討すること。

(2) 各種学校行事等の延期・中止による確保

ア 文化祭や球技大会の中止等を検討すること。

イ 開校記念日における授業の実施について検討すること。実施する場合は、平成27年1月6日付け教県第962号に基づき、「休業日における授業実施承認願及び臨時休業承認願」を県立学校人事課学事担当宛てに電子メールで提出すること。

(3) 長期休業の短縮による確保

ア 令和2年4月28日付け教高指第240号及び教特第89号のとおり、夏季休業については、「少なくとも7月31日まで及び8月25日から31日までを授業日」とすること。

イ 令和2年4月28日付け教県第45号に基づき報告した長期休業日について、更に変更がある場合は、県立学校人事課学事担当まで報告すること。

(4) 土曜授業の実施による確保

ア 実施を希望する学校は、令和元年11月5日付け教高指第1706号「県立高校における土曜日の授業の実施について（通知）」を参照し、申請すること。

- イ 勤務の振替については、原則同一週とするが、それにより難しい場合は、勤務した日の前4週後16週の中で確実に行うこと。
- ウ 新たな予算措置等の必要が生じる場合は、事前に県立学校人事課教員人事担当に相談すること。
- エ 土曜授業は、保護者、中学生等に、平素の教育活動を広く公開することを趣旨に導入された施策であるが、今年度については、「3密」を回避するため、授業公開については弾力的な運用を行うものとする。

2 家庭学習による学習保障

【高校教育指導課①、②】

- (1) 家庭での学習課題を適切に課し、生徒の学力向上を図ること。
- (2) 例えば、授業を撮影し復習に役立つよう配信や、インターネットを介した課題の配布や回収、Webテストの実施、解説動画を配信して事前に家庭で視聴させ、授業を行うなど、ICTを活用することで家庭学習の充実を図ることができると考えられる。
- (3) 学習の定着が不十分である場合には、個別に補習を実施したり、追加の家庭学習を適切に課すこと。
- (4) 登校できない生徒への学習支援
 - ア 登校できない生徒に対しては、指導計画等を踏まえ教科書及びそれと併用できる教材等に基づく家庭学習を課すこと。
 - イ 授業動画の配信等を活用するよう促すこと。
 - ウ 家庭学習の実施状況や成果を確認し、学習評価に反映することができる。

- ◇令和2年4月6日付け教高指第78号「県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る学校休業期間中の学習保障（動画配信）について（通知）」
- ◇令和2年4月13日付け教高指第130号「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない生徒の学習保障について（通知）」
- ◇令和2年4月23日付け教高指第216号「新型コロナウイルス感染症対策に係る今後の臨時休業への対応について（通知）」
- ◇令和2年6月18日付け教高指第483号「『県立学校版 通常再開に向けたガイドライン（新型コロナウイルス感染防止対策）Ver. 2』等の送付について（通知）」別添資料「学びの保障」総合対策パッケージ

Ⅲ－１ 教育活動上の留意点について（中学校・高等学校）

1 登下校

【高校教育指導課①】

- (1) 公共交通機関を利用する際、マスクを着用し、会話を控えるよう指導すること。
- (2) 登下校後は、顔をできるだけ触らずに、速やかに手を洗うよう指導すること。
- (3) 家庭、地域、関係機関（警察等）との連携・協力による登下校指導や、交通安全指導の実施を検討すること。

2 各教科等の指導

【高校教育指導課①③・保健体育課②】

(1) 全体に関する内容

- ア 当面の間、少人数による話し合い、教え合いは可能な限り控えること。
- イ 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒したり、使用する前後で手洗いを徹底するよう指導すること。
- ウ 外部の専門家等による講義などについては、実施形態や実施時期を考慮するとともに、講師の健康状態の把握や感染防止対策を行うこと。
- エ 各教科等の指導については、以下に示す活動を含め、単元の内容や順序を一部変更するなど、感染拡大防止の観点からリスクの高い学習活動を行わないようにすること。

(2) 個別の教科・科目実施上の留意点

- ア 理科：当面は、実験は演示や動画の視聴に替えるなど工夫すること。

*動画視聴サイトの一例

- ・おうちで学ぼう！NHK for School
<https://www.nhk.or.jp/school/>
- ・NHK高校講座
<https://www.nhk.or.jp/kokokoza/>
- ・理科ネットワーク
<https://rika-net.com/>

- イ 家庭：調理実習は、当面実施しないこと。

- ウ 音楽：歌唱や管楽器等を使う活動は、当面実施しないこと。

- エ 保健体育：

(ア) 事故防止の観点から健康診断の予定や健康調査票による健康状態の確認ができる時期を考慮し、年間指導計画における各領域の時間数と内容を適切に見直すこと。

(イ) 生徒の既往症などについて、主治医や学校医ともよく相談すること。

(ウ) 生徒の体力や健康状態を毎時適切に把握すること。

(エ) 下記に例示した運動については、感染防止の観点から、当面の間、実施について検討すること。

<避けた方がよい運動の例>

○ 二人組のストレッチ ○ 近寄った状態でのランニング など

◇令和2年6月16日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16. Ver.2)について」参照

(オ) 領域ごとの指導内容については、令和2年5月20日付け教保体第236号「学校再開後の体育科・保健体育科の指導内容の例について」を参照すること。

(カ) 運動時のマスク着用による身体リスクを考慮して、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、マスクを着用しない生徒の間隔を2m以上保つ等、感染のリスクを避ける対策を講じること。

◇令和2年5月21日付け教保体第252号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について(通知)」を参照

(キ) 水泳については、更衣室を一斉に利用させないことやプールサイド・プール内で生徒の間隔を2m以上保つ等、感染のリスクを避ける対策を講じること。なお、生徒の安全を確保することができないと判断する場合は、今年度の取扱いを控えること。

◇令和2年5月22日付け教保体第255号「今年度における学校の水泳授業の取扱いについて(通知)」を参照

(ク) 可能な限り屋外での学習とする。体育館や武道場等で実施する場合は、窓や扉を開放して、十分な換気を行うこと。

(ケ) 授業終了時に手洗い、うがいの時間を確保すること。

(コ) 中学校『保健分野』、高等学校『保健』において、感染症の予防についての内容をできるだけ早期に取り上げること。

(サ) 感染の不安から実技を行うことを希望しない生徒については、無理に行わせないこと。

(3) 専門教科等実施上の留意点

【高校教育指導課③】

ア 専門教科等においては、実習等が比較的多いことから、そうした実習等を行う場合は、換気や衛生管理を適切に行い、多くの生徒が密集しないように配慮すること。

イ 食品製造実習については、健康観察や換気及びマスクの着用、機器の消毒等の衛生管理、生徒間の距離を保つなどの対策を徹底すること。

【参 考】

「食品産業事業者に新型コロナウイルス感染者が発生した時の対応及び事業

継続に関する基本的なガイドライン」(農林水産省ホームページ)

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/attach/pdf/ncv_guideline-24.pdf

農業事業者・漁業事業者向け

https://www.maff.go.jp/j/saigai/n_coronavirus/ncv_guideline.html

◇令和2年6月3日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた職業に関する教科の実習等に関するQ&Aについて(通知)」

(4) 学習評価について

ア 家庭学習の評価

教科・科目等の年間指導計画を踏まえた課題に対して、生徒が家庭等で取り組んだプリントやICTを活用した学習の成果を適切に把握し、学習評価に反映できるよう工夫すること。

イ 1学期(前期含む)の評価

臨時休業中の家庭学習や学校再開後の学習の成果、日々の授業の中で把握した学習状況等を踏まえ、総合的に判断した上で評価すること。

(5) 各学年の課程の修了及び卒業の認定等

新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い、やむを得ず学校に登校できない状況にあった生徒について、単位の履修と修得、各学年の課程の修了又は卒業の認定に当たっては、弾力的に対処し、その進級、進学等に不利益が生じないように配慮すること。

◇令和2年4月13日付け教高指第130号「新型コロナウイルス感染症対策のための臨時休業等に伴い学校に登校できない生徒の学習指導について(通知)」

◇令和2年6月18日付け教高指第483号『『県立学校版 通常登校に向けたガイドライン(新型コロナウイルス感染防止対策 Ver. 2)』等の送付について(通知)』別添資料
新型コロナウイルス感染症に対応した持続的な学校運営のためのガイドライン

3 昼食

【保健体育課①・高校教育指導課①】

- (1) 食事前後の流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
- (2) 対面にならないように指導を徹底すること。
- (3) 可能な限り会話を控えるよう指導すること。
- (4) 食堂等の衛生管理を徹底すること。

4 休み時間・放課後

【高校教育指導課①・保健体育課①】

- (1) 教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行うこと。
- (2) 必要のない他の教室や他学年のフロアには行かせないこと。
- (3) 外から教室に入るときやトイレの後などに流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。

5 図書館

【高校教育指導課①】

- (1) 利用前後には、流水と石けんによる丁寧な手洗いを徹底させること。
- (2) 生徒の利用する時間帯が分散するよう工夫し、密集させないように配慮すること。

6 清掃活動

【保健体育課①・高校教育指導課①】

- (1) 窓を開け換気を十分に行うこと。
- (2) 短時間で終了できるように工夫すること。
- (3) 終了後は流水と石けんによる丁寧な手洗いをするように指導すること。
- (4) 体調不良者用の部屋及びトイレは、生徒には清掃させないこと。

7 学校行事

【高校教育指導課①・保健体育課②】

「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。ただし、学校行事やそれに関するLHR指導は、生徒の人格形成や主権者教育の推進を図る上で重要な意義があり、「心のケア」を図る上でも生徒同士の人間関係づくりは大切な取り組みであることを踏まえ、創意工夫すること。

- (1) 全校集会や学年集会等
 - ア 換気の悪い密閉空間は避けること。：換気の徹底（こまめに換気）
 - イ 多くの人が密集する場所を作らないこと。：身体的距離の確保（1mを目安に最大限の間隔をとること）
 - ウ 近距離での会話や発声などの密接場面を作らないこと。
- (2) 入学式
 - ア 当日の参加者を新入生及び教職員のみとすること。
 - イ 会場の椅子の間隔を空けて参加者間のスペースを確保すること。
 - ウ 入学式全体の時間を短縮すること。（祝辞の割愛、式辞等を文書で配布するなど）
 - エ 会場の換気や咳エチケットの徹底など、必要な感染防止対策を講じること。
- (3) 文化祭
 - ア 文化祭は生徒が密集して長時間活動することとなるため、感染拡大防止の観点から原則として中止を検討すること。
 - イ 生徒の学習活動上、必要な場合には十分な感染防止対策を行った上で、場所や参加人数等を適切に勘案し、学習成果の発表などの機会を設けることを検討すること。
- (4) 体育祭
 - ア 現在の感染状況から、延期や中止を検討すること。
 - イ 実施する場合においても、開閉会式、競技中、応援中を問わず、「密」の状態にならないように競技内容や運営方法を検討すること。

(5) 遠足など、泊を伴わない校外行事

当面の間は、慎重に判断すること。実施する場合においても、旅行の目的、生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

(6) 修学旅行など、泊を伴う校外行事

本県における状況を考慮すると、現状における実施の判断は大変厳しいと考えられる。しかしながら、今後の感染状況の変化も考えられることから、現段階での判断を留保する場合、実施の可否については、下記の点を踏まえ旅行業者との契約を確認の上、十分に協議し、企画料やキャンセル料等（※）の保護者負担にも配慮した上で、適時に判断を行うこと。

なお、その際、保護者等の理解に努めること。

- 目的地等の状況
- 現地の医療体制等
- 生徒の心情等

※ 修学旅行については、7月上旬に改めて通知する予定。

8 部活動

【保健体育課②・高校教育指導課①】

(1) 部活動の在り方

ア 通常登校の開始により、実施方法は以下のとおりとする。

(ア) 生徒の体力等の状況を考慮して、再開当初の活動を週3日程度かつ1回の活動を60分程度とする等、活動の頻度や強度を落とした計画を立てること。

(イ) 活動の内容について、身体接触を伴う運動や活動及び更衣や準備の時間に「3密」となる状況を避けるための工夫をすること。

(ウ) 生徒の参加については、活動計画等を保護者と生徒に周知し、生徒に対して参加を強制することは絶対にしないこと。

イ 部活動の活動場所については、以下のとおりとする。

(ア) 屋内で行う場合は窓を全開することや道具の消毒等を徹底するとともに、十分な身体的距離を保てるように少人数での活動とすること。

(イ) 多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や、大声を出す活動は絶対に避けること。

ウ 部活動を再開するに当たっては、近隣の病院の状況を考慮し、熱中症や不慮の事故等への対応の可否について確認すること。

(2) 校内合宿

校内合宿についても、泊を伴う校外行事と同様に扱うこと。

◇令和2年6月16日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16. Ver.2)について」参照

9 身体測定・健康診断

【保健体育課①】

◇令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」問22を参照

- (1) 学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなど、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合は、今年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施すること。
- (2) 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施すること。
- (3) 健康診断を延期する場合は、保護者に周知し、理解を得ること。
- (4) 特に心臓や腎臓等の疾患・結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。
- (5) 健康診断を実施する場合は、下記の実践事例を参考にするなどし、「3つの密」が同時に重ならないよう注意する。

【3密を避ける例】

- ・ 生徒及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。
- ・ 部屋の適切な換気に努める。
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにする。
- ・ 会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導する。
- ・ 日程を分けて実施等、学校の実情に応じて工夫・実施する。
- ・ その他、検査に必要な器具等を適切に消毒する。

(日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」を参照)

◆ 健康診断実施例

- 事前の準備
 - ・ 事前の保健調査票を充実させるなどして、効率よい健康診断の実施を心がける。
 - ・ 事前に生徒、保護者への指導資料の作成、配布。(健診前後の手洗い・間隔をあけて並ぶ。健診当日の健康観察等)
 - ・ 校医用の手指消毒用アルコール、マスク、防護メガネ(フェイスシールド)、手袋、ガウン等を、可能な範囲で準備しておく。
 - ・ 視力検査時、遮眼器を使用する場合は必ずアルコールで消毒する。黒い画用紙を切ったものを各自持たせるなどの対応も考えられる。
 - ・ 生徒の待機位置(並ぶ位置)が明確になるよう、床にテープを貼っておく。
 - ・ 健診会場の確保、校内動線の確認、周知。

- 健診当日
 - ・ 生徒及び教職員の健康状態の確認を徹底する。体調が良くない場合は、受診せず帰宅させるなど適切な措置をとる。学校医、学校歯科医、健診補助者の体調についても確認する。
- 事後の対応
 - ・ 使用後の健診器具の片づけ・消毒は、手袋をして行い、終了後は手洗いを十分に行う。
 - ・ 会場の換気を十分に行う。

(6) 体育の授業や体育的行事に生徒が参加する場合は、健康診断が未実施の可能性があるため、生徒の既往歴の確認や日々の健康観察を徹底し、事故防止に努めること。

10 学校説明会等の中高連携

【高校教育指導課②】

- (1) ホームページでの情報発信を積極的に活用すること。
- (2) 学校説明会等の実施については、高校及び地域の中学校が通常の教育活動再開後に実施すること。また、実施する場合は、「3つの密」を避けるため、開催方法等を工夫すること。
- (3) 「3つの密」を避けるため、必要な対策を取り、縮小して実施すること。また、中学校訪問に当たっては感染防止上の観点から縮減又は中止を検討すること。なお、出前授業の実施については原則受け入れを見合わせることを踏まえて対応すること。
- (4) 参加者には、事前の健康観察など十分な感染症予防を依頼した上で実施すること。

Ⅲ－２ 教育活動上の留意点について（特別支援学校）

【特別支援教育課・保健体育課①②】

1 登下校

(1) スクールバス

ア 運行業者への換気や消毒の依頼

運行業者に対し、県教育委員会よりマスクの着用、手洗い、うがいの励行、運行前後の車内消毒の徹底、安全面を確保した上での換気等の感染拡大防止対策を適切に実施するよう依頼している。

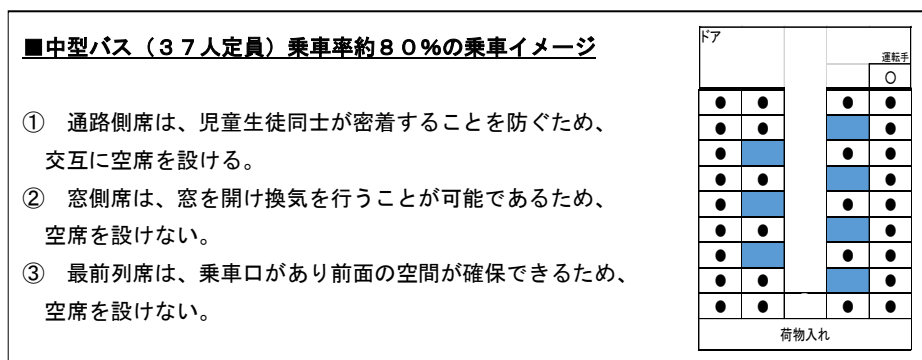
イ 特に学年閉鎖や一部臨時休業等になった場合は、乗車予定の児童生徒が変動するため、乗車する児童生徒の氏名を正確に運行業者へ連絡する。

ウ スクールバス乗車前には、あらためて健康観察を行うよう保護者に依頼する。

エ 乗車前に発熱等の体調不良がみられた場合は、スクールバスに乗車できないことについて、事前に保護者の理解を得ておく。

オ スクールバスの座席配置の工夫

乗車する児童生徒の実態を踏まえた上で、下記の図を参考に各バス便に乗車する児童生徒数を考慮し、可能な限り間隔を空けた座席配置を工夫する。スクールバスの増車が認められた学校は過密が緩和されるよう運行の工夫を検討する。



カ スクールバスの乗車に不安を感じる保護者については、保護者等による送迎についても柔軟に対応する。

キ スクールバス乗車中は、できるだけ会話を控える、マスク着用を促すなどの感染予防についてあらかじめ指導しておく。

ク 校門や昇降口等での密集が起こらないよう、例えば、安全面を確保した上でスクールバス到着・下車時刻を可能な範囲で分散させるなどの工夫をする。

(2) 時差通学

ア 当面の間、公共交通機関を利用する児童生徒の多い学校において、地域の公共交通機関の混雑の状況により通勤時間帯を避けた登校時間の設定もできるものとする。

イ 家庭、地域、関係機関（警察、最寄り駅等）に対し、時差通学の実施や例えば通学時に周囲の物に触れる機会が多い視覚障害などの障害特性について情報提供を行う。これら関係機関等と連携・協力した登下校指導や、必要に応じて交通安全指導の実施を検討する。

（3）通常登校開始後の学校の居場所の確保

通常登校の開始により学校での居場所の確保としての受け入れについては終了とする。感染者が判明又は濃厚接触者が特定されたことにより臨時休業を行った場合についても受け入れは行わない。

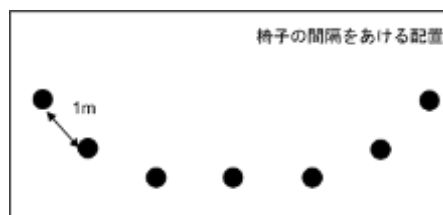
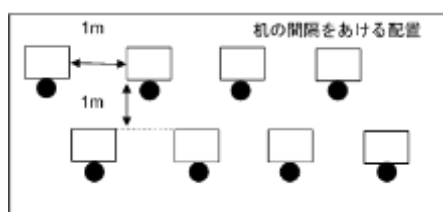
2 各教科等の指導

（1）全体に関する内容

ア 教員と児童生徒や児童生徒同士が接触するなど、感染リスクが高い学習活動も考えられる。個別の指導計画に基づく一つ一つの具体的な指導などについて、実施の要否や代替できる指導内容について検討するなどの見直し等を行い、適切な配慮を行った上で実施する。

イ 教室内での身体的距離の確保

（ア）下の図を参考に可能な限り1mを目安に学級内で最大限の間隔をとるよう座席配置を工夫する。



（イ）身体的距離を保てる人数での活動を基本とし、グループ等の活動においてもできる限りの少人数での活動とする。その他、密集したり近距離での活動になったりしないよう配慮する。

ウ 可能な限り、常時2方向の窓を開放する。休み時間や放課後には、教室や廊下等の窓を開放し十分な換気を行う。エアコン使用時も状況に応じて適宜換気を行う。

エ 教員・児童生徒は、障害の状況に応じて可能な限りマスクまたはフェイスシールドを着用する。指導上着用が困難な場合には、例えば透明なビニールや衝立などの活用を検討する。

オ 共用の教材、教具、情報機器などを適切に消毒し、使用する前後で手洗いを徹底させる。

カ 外部人材を活用する際には、検温や風邪症状など体調に関する健康の把握や感染防止対策を行うこと。

キ 各教科等の指導については、以下に示す活動を含め、感染拡大防止の観点か

ら、リスクの高い学習活動を行わないなど、単元の内容や順序を一部変更して行うなど工夫すること。

(2) 個別の教科等

ア 生活単元学習及び家庭等：

調理実習は児童生徒同士が近距離の活動となり試食も行うため、当面実施しないこと。

イ 音楽：歌唱や管楽器等を使う活動は当面実施しないこと。

ウ 保健体育：

(ア) 事故防止の観点から健康診断の予定や健康調査票による健康状態の確認ができる時期を考慮し、年間指導計画における各領域の時間数と内容を適切に見直すこと。

(イ) 児童生徒の既往症などについて、主治医や学校医ともよく相談すること。

(ウ) 児童生徒の体力や健康状態を毎時適切に把握すること。

(エ) 下記に例示した運動については、感染防止の観点から、当面の間、実施について検討すること。

<避けた方がよい運動の例>

○ 二人組のストレッチ ○ 近寄った状態でのランニング など

◇令和2年6月16日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16. Ver.2)について」参照

(オ) 領域ごとの指導内容については、令和2年5月20日付け教保体第236号「学校再開後の体育科・保健体育科の指導内容の例について」を参照すること。

(カ) 運動時のマスク着用による身体リスクを考慮して、体育の授業におけるマスクの着用は必要ないが、マスクを着用しない児童生徒の間隔を2m以上保つ等、感染のリスクを避ける対策を講じること。

◇令和2年5月21日付け教保体第252号「学校の体育の授業におけるマスク着用の必要性について(通知)」を参照

(キ) プール指導については、高等学校等と比較してプールが狭小であることから、密集、密接な状況が生じるため、中止を検討すること。

(ク) 可能な限り屋外での学習とする。体育館や武道場等で実施する場合は、窓や扉を開放して、十分な換気を行うこと。

(ケ) 授業終了時に手洗い、うがいの時間を確保すること。

(コ) 中学校『保健分野』、高等学校『保健』において、感染症の予防についての内容をできるだけ早期に取り上げること。

(サ) 感染の不安から実技を行うことを希望しない児童生徒については、無理に行わせないこと。

エ 専門教科及び作業学習

食品加工や清掃等の実習を実施する場合、感染症対策を講じた上で、衛生管理を徹底して実施する。ただし、外部の方を対象とした校内カフェ等は当面運営しない。

オ 自立活動

近距離での会話や発声等が必要な指導場面でマスクが使用できない場合や、教員と児童生徒の接触や児童生徒同士の接触が不可避な場合等があることから、指導計画や指導方法の見直し等を行うとともに、やむを得ない場合は一層の感染症対策を講じた上で指導を行う等の柔軟な対応を図る。

3 給食

(1) 給食時の感染予防の徹底

ア 給食室で一堂に食事をすることは避け、教室等で食事をする。

イ 座席は対面にならないよう配置を工夫する。

ウ 食事指導は、児童生徒の正面ではなく横から行うようにする。児童生徒の実態によりやむを得ず対面な配置となる場合は、フェイスシールドやエプロン、使い捨て手袋を活用するなど、飛沫による感染予防のための措置を講じること。

エ 教員による配膳を行う。

オ 可能な限り会話を控えるよう指導する。

カ 食事前後の手洗い指導を徹底する。

(2) 今後、学年閉鎖や一部臨時休業になった場合は、児童生徒数の変動により食料量が変動するため業者への連絡について、遺漏のないようにすること。

(3) 調理従事者の健康管理や、調理場の衛生管理を徹底する。

4 休み時間・放課後

(1) 教室や廊下等の窓を開放し、十分な換気を行うこと。

(2) 必要のない他の教室や他学年のフロアには行かせないこと。

(3) 外から教室に入るときやトイレの後などに手洗いを徹底させること。

5 清掃活動

(1) 窓を開け換気を十分に行うこと。

(2) 短時間で終了できるように工夫すること。

(3) 終了後は流水と石けんによる丁寧な手洗いをするよう指導すること。

(4) 体調不良者用の部屋及びトイレは、児童生徒には清掃させないこと。

6 進路指導

- (1) 産業現場等における実習は、感染予防の観点から学校再開後、高等部3年生及び専攻科の進路先決定に必要な生徒について優先的に実施する。実施において、不安を感じる保護者に対しては、事前の説明を丁寧に行い、意向を十分に踏まえた上で実施する。
- (2) 中学部及び高等部1・2年生の産業現場等における実習については、感染防止の観点から9月以降の実施とする。

7 学校行事

「3つの密」の回避を徹底できない場合は実施しないこと。ただし、学校行事は児童生徒にとって重要であることから、学習活動上必要な学校行事の実施については以下のことを踏まえて検討すること。

(1) 文化祭・運動会

ア 児童生徒が密集して長時間活動することとなるため、感染防止の観点から中止を検討すること。

イ 児童生徒の学習活動上、必要な場合には十分な感染防止対策を行った上で、少人数による学習成果の発表の授業などを検討する。

(2) 修学旅行など、泊を伴う校外行事

本県における状況を考慮すると、現状における実施の判断は大変厳しいと考えられる。しかしながら、今後の感染状況の変化も考えられることから、現段階での判断を留保する場合、実施の可否については、下記の点を踏まえ旅行業者との契約を確認の上、十分に協議し、企画料やキャンセル料等の保護者負担にも配慮した上で、適時に判断を行うこと。

なお、その際、保護者等の理解に努めること。

- 目的地等の状況
- 現地の医療体制等
- 生徒の心情等

(3) 社会体験学習など、泊を伴わない校外行事

当面の間は、慎重に判断すること。実施する場合においても、旅行の目的、児童生徒の心情等を踏まえ、万全な感染防止対策や保護者の十分な理解を得るなどした上で実施すること。

8 訪問教育

- (1) 呼吸器の障害があり気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒も多く、重症化リスクが高いことから、保護者と十分に相談し、地域の感染状況や、主治医の見解を保護者に確認し、児童生徒の状態等に基づき個別に実施について判断のうえ、感染症予防対策を十分行った上で実施すること。

- (2) 訪問すべきでないとは判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこととする。「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

9 医療的ケア

- (1) 医療的ケアを必要とする児童生徒の中には、呼吸器の障害があり気管切開や人工呼吸器を使用する児童生徒も多く、重症化リスクが高い者も含まれていることから、主治医の見解を保護者に確認の上、地域の感染状況を踏まえ、個別に登校の判断をする。
- (2) 4月以降に登校状況などを踏まえ、児童生徒の状況を確認すると共に保護者との共通理解を図りながら、医療的ケアを段階的に進めていく。
- (3) 登校すべきでないとは判断された場合の出欠の扱いについては、「非常変災等児童生徒又は保護者の責任に帰すことができない事由で欠席した場合などで、校長が出席しなくてもよいと認めた日」として扱うこととする。「出席停止・忌引等の日数」として記録を行うようにする。

10 寄宿舎の指導

- (1) 寄宿舎内での活動の3密な状況を避け、手洗いや咳エチケットの徹底、消毒設備（アルコール消毒液など）の設置、ドアノブなどの多数の者が触れる場所の定期的な消毒、定期的な換気、近距離での会話や発声等の際のマスクの使用などにより環境衛生管理を徹底する。
- (2) 十分な睡眠がとれるようにし、朝夕の検温等の健康観察を行うなど健康管理を徹底する。
- (3) 寄宿舎の利用人数を段階的に増やしていく際には、これまでの利用状況や個別の事情を把握し、十分配慮した上で調整していくこと。

11 教育支援プラン

- (1) 学校の臨時休業等の状況等を十分踏まえ、教育支援プランの精査や見直しを行う。特に、新入学の児童生徒等について、個別の指導計画等を作成していない場合は、保護者等と連携して実態を把握のうえ作成する。
- (2) 今年度は、教育支援プランの作成時の目標に対する評価を3月に行うよう年間のスケジュールを見直すことについて保護者の理解を得ること。なお、作成後は保護者と連携を図り、随時進捗状況を伝えるよう努める。

12 支援籍、交流及び共同学習

- (1) 支援籍は、9月以降の実施とすること。実施に当たっては、市町村毎で学校の再開状況が異なることにも十分留意し、計画を作成すること。
- (2) 交流及び共同学習の実施にあたっては、支援籍と同様に対応する。当面の間、交流会についてはICTを活用した交流方法の工夫などを検討した上で、直接集まらずに実施することが難しい場合は中止を検討する。

13 身体測定・健康診断

【保健体育課①】

◇令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」問22を参照

- (1) 学校医・学校歯科医等の確保が困難であることなど、やむを得ない事由によって6月30日までに実施することができない場合は、今年度末日までの間に可能な限りすみやかに実施すること。
- (2) 健康診断を延期する場合は、特に、日常的な健康観察や保健調査票の活用等により児童生徒等の健康状態の把握に努め、必要に応じて学校医等と連携し、健康相談や保健指導等を適切に実施すること。
- (3) 健康診断を延期する場合は、保護者に周知し、理解を得ること。
- (4) 特に心臓や腎臓等の疾患・結核に関する検査については、学校医等と相談の上、可能な範囲で先行して実施する方法も考えられる。
- (5) 健康診断を実施する場合は、下記の実践事例を参考にするなどし、「3つの密」が同時に重ならないよう注意する。

【3密を避ける例】

- ・ 児童生徒等及び健康診断に関わる教職員については、事前の手洗いや咳エチケット等に努める。
- ・ 部屋の適切な換気に努める。
- ・ 密集しないよう、部屋には一度に多くの人数を入れないようにする。
- ・ 会話や発声をできる限り控えるよう児童生徒等に指導する。
- ・ 日程を分けて実施等、学校の実情に応じて工夫・実施。
- ・ その他、検査に必要な器具等を適切に消毒。

(日本学校保健会「児童生徒等の健康診断マニュアル」から)

◆ 健康診断実施例

- 事前の準備
 - ・ 事前の保健調査票を充実させるなどして、効率よい健康診断の実施を心がける。
 - ・ 事前に児童生徒等、保護者への指導資料の作成、配布。(健診前後の手洗い・間隔をあけて並ぶ。健診当日の健康観察等)
 - ・ 校医用の手指消毒用アルコール、マスク、防護メガネ(フェイスシールド)、手袋、ガウン等を、可能な範囲で準備しておく。
 - ・ 視力検査時、遮眼器を使用する場合は必ずアルコールで消毒する。黒い画用紙を切ったものを各自持たせるなどの対応も考えられる。
 - ・ 児童生徒等の待機位置(並ぶ位置)が明確になるよう、床にテープを貼っておく。
 - ・ 健診会場の確保、校内動線の確認、周知。
- 健診当日
 - ・ 児童生徒等及び教職員の健康状態の確認を徹底する。体調が良くない場合は、受診せず帰宅させるなど適切な措置をとる。学校医、学校歯科医、健診補助者の体調についても確認する。
- 事後の対応
 - ・ 使用後の健診器具の片づけ・消毒は、手袋をして行い、終了後は手洗いを十分に行う。
 - ・ 会場の換気を十分に行う。

(6) 体育の授業や体育的行事に児童生徒等が参加する場合は、健康診断が未実施の可能性があるため、児童生徒等の既往歴の確認や日々の健康観察を徹底し、事故防止に努めること。

14 部活動

(1) 部活動の在り方

ア 通常登校の開始により、実施方法は以下のとおりとする。

(ア) 生徒の体力等の状況を考慮して、再開当初の活動を週3日程度かつ1回の活動を60分程度とする等、活動の頻度や強度を落とした計画を立てること。

(イ) 活動の内容について、身体接触を伴う運動や活動及び更衣や準備の時間に「3密」となる状況を避けるための工夫をすること。

(ウ) 生徒の参加については、活動計画等を保護者と生徒に周知し、生徒に対して参加を強制することは絶対にしないこと。

イ 部活動の活動場所については、以下のとおりとする。

(ア) 屋内で行う場合は窓を全開することや道具の消毒等を徹底するとともに、十分な身体的距離を保てるように少人数での活動とすること。

(イ) 多数の生徒が集まり呼気が激しくなるような運動や、大声を出す活動は絶対に避けること。

ウ 部活動を再開するに当たっては、近隣の病院の状況を考慮し、熱中症や不慮の事故等への対応の可否について確認すること。

(2) 実施にあたっては、障害の状況にも十分配慮すること。

◇令和2年6月16日付け事務連絡「学校における新型コロナウイルス感染症に関する衛生管理マニュアル～「学校の新しい生活様式」～(2020.6.16. Ver.2)について」参照

15 学校公開

当面の間、外部からの来校者のある学校公開は中止を検討する。

16 就学・転学、幼稚部・高等部入学に関する説明会

来年度の就学・転学・入学に係る説明会を計画する際には、参加者を次年度の就学等に関する者に限定し、複数回に分散するなど工夫により3密な状況が生じないようにする。また、参加者には事前の健康観察を依頼するなど感染症の予防に十分留意した上で実施し、就学等に必要な情報が本人及び保護者に対し適切に提供されるよう配慮する。

IV 進路指導（進学・就職）について（高等学校）

1 共通の留意点

【高校教育指導課②③】

- (1) 個別指導を行い生徒個々の進路実現に努めること。
登校できない生徒に対しても、個別指導によるきめ細かな進路指導を継続すること。
- (2) 「進路の手引き」等を活用し、個々に応じた丁寧な指導を行うこと。
- (3) 個別指導においては、「3つの密」を避けるよう留意すること。
- (4) インターネット環境のない家庭に対しては、コンピュータ室の使用ができるよう配慮すること。
- (5) 必要に応じてWeb会議システムを利用して面談等をする場合は、個人情報を保護する観点から適切に対応すること。

2 進学指導の留意点

【高校教育指導課②】

- (1) 各大学等のオープンキャンパス等について、情報の収集に努め、生徒へ適切に指導すること。
- (2) 国は、大学入試全体の選抜方法の指針を6月中に「大学入学者選抜実施要項」として示す方針であり、情報が入り次第、速やかに各学校に通知する。各学校においては、入試に関する情報収集に努め、周知すること。

3 就職指導の留意点

【高校教育指導課③】

- (1) 求人票に係る指導の際には、厚生労働省「高卒就職情報WEB提供サービス」を積極的に活用すること。
なお、IDとパスワードの取扱いについては以下の点に留意すること。
 - ア 交付は生徒のみとする。
 - イ 交付した生徒のリストを作成すること。
 - ウ 生徒は保護者を含め他人にIDとパスワードを教えないこと。
- (2) 職業調べについては、厚生労働省「職業情報提供サイト（日本版O-NET）」の活用も検討すること。（令和2年3月31日付け事務連絡で各学校に周知）
(URL) <http://shigoto.mhlw.go.jp>
- (3) 令和2年6月11日付け文部科学省及び厚生労働省から令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更が通知されたため、就職を希望する生徒や保護者に周知すること。
 - ア 企業による学校への求人申し込み及び学校訪問開始 7月 1日
 - イ 学校から企業への生徒の応募書類提出開始 10月 5日
 - ウ 企業による選考開始及び採用内定開始 10月16日

(4) 関係機関から情報が入り次第、速やかに各学校に通知する。各学校においては、各企業等の訪問や採用に関する情報収集に努め、周知すること。

4 今後の実態調査・情報提供

(1) 今般の未曾有の状況下の進路指導においては、学校の状況や要望を把握することが必要であるため、実態調査等の実施を予定。

(2) 今後、学校の状況を踏まえ、進路指導に係る情報を随時提供していく予定。

◇令和2年5月26日付け教高指第326号「令和2年度埼玉県高等学校等進路指導主事会の中止について（通知）」に伴う配布資料

◇令和2年6月12日付け教高指第486号「令和3年3月新規高等学校卒業者の就職に係る推薦及び選考開始期日等の変更について」

V 心のケア等に関することについて

1 心のケア

【生徒指導課】

(1) 児童生徒等の理解・心のケア

学校再開後の児童生徒等は、長期の臨時休業中から継続して、さまざまな不安やストレスを抱えていることが懸念される。教職員が児童生徒等の気持ちや不安を丁寧に理解し、寄り添った指導を行い、家庭との連携も図りながら、安心・安全な学校生活が送れるよう取り組むこと。

(2) 自殺予防への取組

休業明けの環境の変化により、精神的に不安定な状況から自殺者が増える傾向にある。学校における早期発見や見守りの取組、家庭における見守りの促進等を通じて、通常登校後も児童生徒等の状況を的確に把握し、自殺予防対策を適切に行うこと。

(3) 児童生徒等の不登校等への対応

不登校等に対する予防的対応を図りつつ、児童生徒等を理解し、人間味のある温かい指導が行えるように、指導のあり方や指導体制について改めて確認すること。

また、これまでに学校復帰した不登校等児童生徒等が、再び不登校等になることもあるため、当該児童生徒等の家庭との連携を図り、通常登校後の受け入れ体制を再確認すること。

なお、不登校等児童生徒等への支援にあたっては、「義務教育の段階における普通教育に相当する教育機会の確保等に関する法律」及び同法に基づく国の基本方針等を改めて確認のうえ、適切に対応すること。

(4) 相談窓口

児童生徒等は、長期の臨時休業中から継続してさまざまな不安・ストレスを抱えていることが懸念される。学校以外の相談窓口を周知するなど、児童生徒等の心のケアに配慮すること。

- ・「埼玉県内の学校に通う児童生徒の皆さんへ」（リーフレット）

～困ったり悩んだりしたら誰かに相談しよう～

- ・困ったときの相談窓口（県HP）

（URL）<https://www.pref.saitama.lg.jp/e2201/kyouikusoudan.html>

- ・SNS教育相談（埼玉県教育委員会）

（URL）<https://lin.ee/03SvfNZx>

◇令和2年5月22日付け教生指第75-2号「県立学校の再開における児童生徒等への適切な指導について（通知）」を確認し、資料等を参照

◇令和2年5月28日付け教生指第93号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」

2 感染者、濃厚接触者に対する偏見や差別、いじめ 【生徒指導課・人権教育課①】

(1) 感染者等に対する偏見や差別、いじめ

感染者を特定しようとすることやSNS等で誤った情報を発信することは、児童生徒等のプライバシーへの配慮を欠く行為である。また、医療・福祉従事者をはじめ、社会機能維持のために働く方々やその家族に対する感染症を理由とした偏見や差別などは、人権を侵害する行為である。それらの行為はいじめにつながる恐れもあることから、各学校においては、新型コロナウイルス感染症に関する適切な知識をもとに、児童生徒等の発達の段階に応じて適切に指導するとともに、人権教育の指導の充実を通して、感染者等に対する偏見や差別、いじめが生じることがないように取り組むこと。

また、いじめが発生した場合には通常への対応と同様に組織として対応すること。

(2) SNS上の書き込み等

ネット上の誹謗中傷などの掲載については、必要に応じて警察署などの関係機関に相談するとともに、ネットサービスの運営会社等への削除を依頼すること。

◇令和2年5月22日付け教生指第75-2号「県立学校の再開における児童生徒等への適切な指導について（通知）」を参照し、内容の確認をする

◇令和2年5月28日付け教生指第93号「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の再開後の児童生徒に対する生徒指導上の留意事項について（通知）」

3 児童虐待への対応

【人権教育課②】

学校再開後に、臨時休業期間中の在籍児童生徒に関する児童虐待事案を発見した場合には、人権教育課（企画・児童虐待対応支援担当）まで報告・相談するとともに、事案の内容を鑑みて児童相談所等とも連携した迅速な対応をすること。

◇令和2年4月13日付け教人第6号「児童虐待に係る通告・通報の報告について（通知）」を参照

VI 教職員の勤務・サービス、健康管理について

1 教職員の勤務・サービス

【県立学校人事課】

次の通知を踏まえ、適切に対応すること。

- ◇令和2年3月4日付け教県第1041-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止において出勤することが著しく困難であると認められる場合等の休暇の取扱いについて（通知）」
- ◇令和2年3月4日付け教県第1042-1号「新型コロナウイルス感染症に係る職員の勤務等及び感染予防の徹底について（通知）」
- ◇令和2年4月6日付け教県第29号「職員の体調不良時の対応の周知徹底について（通知）」
- ◇令和2年4月13日付け教県第41-1号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員のサービス等について（通知）」
- ◇令和2年5月15日付け教県第120-1号「『学校職員の勤務時間、休暇等に関する条例』及び『学校職員の勤務時間、休暇等に関する規則』の運用について（通知）」
- ◇令和2年5月22日付け教県第128-1号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）』の一部変更について（通知）」
- ◇令和2年5月27日付け教県第133-1号「妊娠中の女性職員への配慮等について（通知）」
- ◇令和2年5月29日付け教県第153-1号「『新型コロナウイルス感染症拡大防止のための教職員の自宅勤務に関する要綱』の一部改正について（通知）」
- ◇令和2年6月2日付け教県190-1号「新型コロナウイルス感染症に関する抗体保有状況を把握するために行われる抗体検査を受ける場合の職務に専念する義務の特例について（通知）」
- ◇令和2年6月5日付け事務連絡「不祥事防止チェックリスト（教職員用）」
- ◇令和2年6月16日付け教県242号「新型コロナウイルス感染症拡大防止等に資する教職員の勤務等について（通知）」の一部変更について（通知）」

2 教職員の健康管理

【福利課・県立学校人事課】

- (1) 朝夕の体温測定をするなど教職員の体調変化に注意し、発熱や風邪症状がないことを確認してから出勤するよう指導すること。
- (2) 体調不良時の対応
 - ア 風邪症状（発熱、鼻水、咽頭痛、咳、痰、息苦しさ、下痢、倦怠感等）で体調不良の場合は、出勤の自粛を徹底させること。また、服薬により熱が下がっている場合もあるため、解熱しても、服薬がない状態で2日程度の間は朝夕の体温測定を続けるなど体調の変化に注意し、出勤する際には風邪症状等がないことを事前に学校に連絡させること。
 - イ 風邪症状のある親族等と同居又は長時間の接触があった場合は、出勤を自粛させること。また、朝夕の体温測定をするなど自身の体調変化に注意し、風邪症状等がないことを確認してから出勤させること。

◇令和2年3月6日付け教県第1051-1号、1051-2号「職員の体調不良時の対応の徹底について（通知）」を参照

ウ 出勤後に発熱等体調が悪くなった場合は、すぐに管理職に報告し、他の者との接触を避け、速やかに帰宅すること。

◇令和2年5月21日付け事務連絡「新型コロナウイルス感染症に対応した小学校、中学校、高等学校及び特別支援学校等における教育活動の実施等に関するQ&Aの送付について（5月21日時点）」問5を参照

(3) 心身の健康に関する相談がある場合には、福利課の保健師健康相談が活用できることを周知すること。

Ⅶ 就学支援について

【財務課】

1 高等学校等就学支援金の申請

高等学校等就学支援金については、休校等により申請書類の集約が滞る場合を想定し、申請書類の提出期限を5月中旬に変更したところである。なお、提出期限に間に合わない学校に対しても柔軟に対応することとしている。

2 家計が急変した世帯への支援

就業条件の変化等により家計が急変した場合、申請により支援（入学料及び授業料の減免、埼玉県高等学校等奨学金、奨学のための給付金）を受けることが可能であるため、保護者へ十分周知すること。

※ 各種支援制度の相談窓口（保護者向け） 048-822-5670

Ⅷ 感染者が判明、又は濃厚接触者が特定された場合の対応について

【保健体育課①】

1 新型コロナウイルス感染者発生時の対応

令和2年5月22日付け教保体第251号「新型コロナウイルス感染者発生時の対応について（令和2年5月22日）（通知）」を参照の上、適切かつ迅速に対応すること。

2 臨時休業を検討する際の判断要件

学校保健安全法第二十条により、感染症の予防上必要があるときの臨時の全部又は一部の休業は、設置者が行うことになる。その際、県では以下の要件を踏まえ、判断する。

- (1) 感染者の学校内における活動の態様
- (2) 接触者の多寡
- (3) 地域における感染拡大の状況
- (4) 感染経路の明否 等

※ 新型コロナウイルス感染症は、まだ解明されていないことが多い感染症であり、また感染者の活動の態様によっても感染拡大の可能性も異なってくるなどから、感染者数などによる一律の学校の臨時休業の基準を定めることは困難である。

(参考)「Ⅱ. 新型コロナウイルス感染症に対応した臨時休業の実施に関するガイドライン」

3 濃厚接触者を把握した場合（家族の罹患も含む）

児童生徒及び教職員の同居の家族の中に感染者がいるなど、当該児童生徒及び教職員が濃厚接触者である旨を把握した場合、感染の有無が明らかになる又は、保健所から指示のあった健康観察期間が終了するまでの間、休ませる。

◆出席停止の取扱い

事由	保健体育課への感染症発生報告の名称
児童生徒自身が感染	新型コロナウイルス感染症
児童生徒自身が濃厚接触者	新型コロナウイルス濃厚接触者
児童生徒自身が風邪症状等による登校自粛	新型コロナウイルス感染症関連による
家庭内に体調不良者がいる場合の登校自粛	新型コロナウイルス感染症関連による
感染不安による登校自粛	感染症報告の必要なし

1 基本的事項

県立学校における新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の対応についての基本的な事項を定める。

なお、学校の臨時休業については、①新型インフルエンザ等対策特別措置法（以下、「特措法」という。）②感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、「感染症法」という。）③学校保健安全法に基づく休業があるが、ここでは感染症法及び学校保健安全法による対応を定めることとする。

2 児童生徒の出席停止等

児童生徒の感染が判明した場合又は感染者の濃厚接触者に特定された場合には、出席停止措置を取る。

出席停止期間については、保健所等の助言を踏まえ、教育局（保健体育課）と連携を図った上で校長が適切に判断する。

なお、児童生徒がPCR検査等で陰性となった場合でも、保健所等からの助言を踏まえ健康観察を経たうえで、出席停止を解除する。

また、教職員の場合には、出勤を自粛する。

3 学校の臨時休業

児童生徒や教職員（以下、「児童生徒等」という。）の感染が確認された場合、以下の4点を踏まえ、保健所等からの助言、校長の所見を基に、教育委員会において臨時休業を判断する。

- ① 学校内における活動の態様
- ② 接触者の多寡
- ③ 地域の感染拡大の状況
- ④ 感染経路の明否

なお、保健所による調査の結果、感染症法上の対応が適切と判断された場合には、感染症法に基づく対応に移行する。

4 臨時休業から休業解除までの対応手順

プロセス1 PCR検査等対象となった場合の対応

- ・当該児童生徒等については、出席停止又は出勤停止とする。
- ・検査結果が出るまでの間、学校において濃厚接触者に係る次の状況を確認し、教育局（保健体育課）に報告する。
- ・保健所等との連携を図る。

（特に重要な確認項目）

- ・症状を呈した2日前からの学校内外での活動状況、家族構成等
- ・症状を呈した2日前からの接触者と接触状況

プロセス2 感染が確認された場合の対応

- ・学校の全部を臨時休業とする。ただし、児童生徒等に濃厚接触者がいないことが明らかな場合を除く。

保健所による調査・濃厚接触者の特定

- ・保健所による調査が行われ、濃厚接触者（児童生徒等）の特定がなされる。
- ・その結果により、①濃厚接触者がいる場合（プロセス3-1）②濃厚接触者がいない場合（プロセス3-2）③濃厚接触者がいないが、複数の感染者が確認された場合や感染者の感染経路が不明な場合（プロセス3-3）に分類される。

プロセス3-1 濃厚接触者がいる場合の対応

- ・保健所の調査により濃厚接触者がいると判断された場合には、濃厚接触者に対しPCR検査等が実施され、陽性又は陰性の判断がなされる。

プロセス3-1-1 濃厚接触者が陽性の場合の対応

- ・PCR検査等の結果、濃厚接触者が陽性と判断された場合には、プロセス2以降に戻りその者からの濃厚接触者の有無を特定する。

プロセス3-1-2 濃厚接触者が陰性の場合の対応

- ・PCR検査等の結果、陰性の場合には、臨時休業を解除する。

プロセス3-2 濃厚接触者がいない場合の対応

- ・保健所の調査により濃厚接触者がいないと判断された場合には、臨時休業を解除する。

プロセス3-3 濃厚接触者がいないが、複数の感染者が確認された場合や感染者の感染経路が不明な場合の対応

- ・保健所の調査により濃厚接触者がいないと判断されたものの、複数の感染者が確認された場合や感染経路が不明な場合には、保健所等からの助言・指示事項、校長の所見を基に、教育委員会において臨時休業を決定する。

プロセス4 臨時休業の解除

- ・感染者の感染経路が明らかになり、学校における濃厚接触者が、検査の結果全員陰性となった場合は、臨時休業を解除する。

◇令和2年6月15日付け教保体第330号「新型コロナウイルス感染症に係る臨時休業等の考え方について」参照

5 保護者への事前の周知

児童生徒の出席停止措置について、又は学校が臨時休業となる場合があることについて、事前に保護者に周知しておくこと。

併せて、児童生徒や家族が罹患した場合又は児童生徒が濃厚接触者となった場合には、速やかに学校への連絡をお願いしておくこと。

なお、周知する主な内容は、以下のとおり。

(1) 出席停止について

ア 以下の場合、出席停止措置をする場合がある。

(ア) 児童生徒が感染者となったとき。

(イ) 児童生徒が感染者の濃厚接触者に特定されたとき。

(ウ) 児童生徒が風邪症状により登校を自粛したとき。

(エ) 家庭内に濃厚接触者や体調不良者がいることにより登校を自粛したとき。

イ 出席停止の解除について

保健所等からの助言を踏まえ健康観察を経たうえで、出席停止を解除する。

(2) 臨時休業について

次の場合、臨時休業となることがある。

(ア) 児童生徒や教職員が感染者となったとき。

(イ) 児童生徒や教職員が感染者の濃厚接触者となったとき。

(3) 個人情報の取り扱いについて

感染者に関する情報は、お知らせしない。

担当一覧

【保健体育課】

- ① 担当 健康教育・学校安全担当
電話 048-830-6963
- ② 担当 学校体育担当
電話 048-830-6947

【高校教育指導課】

- ① 担当 教育課程担当
電話 048-830-7391
- ② 担当 学びの改革担当
電話 048-830-6773
- ③ 担当 産業教育・キャリア教育担当
電話 048-830-6772

【特別支援教育課】

- 担当 特別支援学校教育指導担当
電話 048-830-6886

【県立学校人事課】

- 担当 学事担当
電話 048-830-6735

【生徒指導課】

- 担当 生徒指導・いじめ対策・非行防止担当
電話 048-830-6908

【人権教育課】

- ① 担当 人権教育担当
電話 048-830-6892
- ② 担当 企画・児童虐待対応支援担当
電話 048-830-6786

【福利課】

- 担当 健康づくり・メンタルヘルス担当
電話 048-830-6971

【財務課】

- 担当 授業料・奨学金担当
電話 048-830-6658